

宇都宮市・うるま市連携交流推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 宇都宮市及びうるま市との経済をはじめとした様々な分野における連携交流事業を円滑に推進するため、宇都宮市・うるま市連携交流推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 友好都市の締結に係る調印式等に関する事項
- (2) 連携交流事業に関する事項
- (3) 相互理解・機運醸成に係る取組の促進に関する事項
- (4) その他連携交流に関して必要な事項

(組織)

第3条 推進委員会は、関係団体、事業者、行政等の別表第1に掲げる者（以下「委員等」という。）で組織する。

2 推進委員会は、顧問、委員、アドバイザー、事務局をもって運営する。

3 推進委員会は、前条各号に掲げる事項について、様々な分野における連携交流を推進するため、必要に応じて部会等を設置することができる。

(役員)

第4条 推進委員会に次の各号に掲げる役員に応じ、当該各号に定める人数を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長、監事は、会長が指名する。

4 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめその指名する副会長が、その職務を代理する。

6 監事は、推進委員会の会計を監査する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、会長が招集し、会議の進行は、会長又は会長が指名した者が

これに当たる。

(議事の決定)

第6条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決定する。

(会議の特例)

第7条 第5条の規定にかかわらず、会長は、災害の発生、感染症のまん延の防止その他の理由により、会議を招集することが困難な場合又は会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由があると認めるときは、議事の概要を記載した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を推進委員会の各委員に回付し、賛否を問い、会議に代えることができる。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、前条中「出席者」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と読み替えるものとする。

(会計)

第8条 推進委員会の経費は、宇都宮市の交付金等をもって充てる。

2 会長は、事業終了後速やかに決算し、監事による監査を受け、推進委員会に報告しなければならない。

3 推進会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(残余財産の帰属)

第9条 推進委員会の決算において、残金があるときは、その全額を宇都宮市に返還するものとする。

(事務局)

第10条 推進委員会の事務局は、宇都宮市行政経営部行政経営課経営管理室に置く。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

制定文

この要綱は、令和6年5月27日から適用する。

別表第1（第3条関係）

区分	団体等	
顧問	宇都宮市議会議長	
委員	一般社団法人宇都宮観光コンベンション協会	
委員	宇都宮市スポーツ協会	
委員	宇都宮市青少年育成市民会議	
委員	宇都宮商工会議所	
委員	宇都宮伝統文化連絡協議会	
委員	宇都宮農業協同組合	
委員	公益社団法人宇都宮青年会議所	
委員	宇都宮市	市長
委員	宇都宮市	副市長
委員	宇都宮市	行政経営部長
委員	宇都宮市	総合政策部長
委員	宇都宮市	子ども部長
委員	宇都宮市	経済部長
委員	宇都宮市	魅力創造部長
委員	宇都宮市	教育長
アドバイザー	株式会社ファーマーズ・フォレスト	
アドバイザー	ゼビオホールディングス株式会社	